

機関番号：32675

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730032

研究課題名（和文）国際原子力分野における国際法の履行確保

研究課題名（英文）Compliance with International Atomic Energy Law

研究代表者

岡松 暁子（OKAMATSU AKIKO）

法政大学・人間環境学部・准教授

研究者番号：40391081

研究成果の概要（和文）：

国際コントロール理論の実証分析を行う前提として、国際コントロール概念に関する先例研究の分析、および 19 世紀以来の国際組織による国際法の履行確保の制度化についての文献収集・整理、解題を行った。その上で、国際法の履行確保の他分野との比較研究を重点的に行った。特に、海洋生物遺伝資源の国際管理について、国際組織による国際管理と、従来の伝統的な国際法原理による管轄権の交錯という 2 つの立場の対立に加え、国際環境問題ならではの「予防的アプローチ」を取り込んだ新しい立場を分析した。

研究成果の概要（英文）：

I analyzed the theses and books on the international control theory, theory of compliance with international law. Then I focused on the study to compare the international atomic energy law system to the other field of international law such as international environmental law. As an comparative study, I took up the international law framework on genetic resources of the sea and pointed out the importance of the precautionary approach.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
2009 年度	600,000	180,000	780,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際公法、国際原子力法、国際環境法

1. 研究開始当初の背景

国際法の履行確保の問題は国際法研究の究極のテーマであり、その研究の重要性ゆえに国内外の国際法学界で常に関心が集められてきたのみならず、近時、特に従来とは異なる、国際社会における新たな機能を指摘し、注目を集める研究が輩出している。

すなわち、国際法の履行は、国内法とは異

なり実効性の発現が締約国の自発的な履行に委ねられているため、その目的や対象に応じて履行を担保するような特別の措置や制度を整える必要があるという指摘である。特に国際原子力管理のような今日のかつ重大な意義を有する問題に対応するためには、国際的な組織による管理体制を確立し、各国の連帯と協力を制度化していく必要がある。

しかし、この問題については、国外においてはすでに、主としてフランスを始めとするヨーロッパ諸国で歴史的な蓄積を得ているものの、日本国内においては、森田章夫『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）を除けば情報資料的・叙述的なものが大半であり、その実証性を備えた理論分析の蓄積はほとんどなかった。とりわけこの理論に基づく実証分析は乏しい。本研究では、国際原子力分野を素材として、このような国際コントロール理論の実証分析の欠如を埋め、国際コントロール（「国際コントロール」とは、「国際法上の義務の履行を確保するため、国際組織等によるその解釈・適用、事実の確定・検証、さらに締約国に対する是正措置の勧告などの手段」をいい、フランスを中心に研究が進められている概念である。）理論の妥当性と限界が、より実証的に論証されることを目指した。

2. 研究の目的

国際法上の新たな履行確保に関して、対象となる他分野に目を向けると、研究の蓄積が一步進んでいるのが、国際環境問題である。そのうち、近年、特に地球環境問題については、条約規定に予防措置の各国への義務付けやそれを包含する新しい国際協力の枠組みを設定するといった形で、国際法上の義務の履行を確保するための制度化が進められており、またそのための取組みが研究の対象となりつつある。例えば、国際環境法の履行確保の問題においては、その形態を、対立的手段による履行確保（対抗措置、国家責任、紛争解決、貿易規制）と、非対立的手段による履行確保（履行支援、技術及び経済援助等）に分類し、それらについての詳細な分析を行うものがある。但し、そこでも、中心的に扱われている問題はいずれも従来の伝統的な国際法の枠組の中での解決を図ろうとしており、近年問題となっている地球規模の環境問題への理論的対応としては不十分であると考えられる。

このように、近年問題となっている地球環境問題との比較研究を行うことにより、伝統的な国際法理論では対応しきれない論点を正面から取り組み、従来の国際法の規制原理の修正を検討するという、極めて新しい視点からの分析に挑戦する。なお、この点について、気候変動問題に焦点を当てた研究として、『国際政治経済学研究』第17号、2006年、19-33頁があり、その研究を補完・発展させるものとなる。

本研究は、以上のような意味で、学説・判例・国家実行の分析を通しての国際法の理論的体系化をはかる研究として、これまでにな

いものである。具体的な事例や先例の分析を通して国際法の履行確保方式の実効性を他分野とも比較対照しながら明らかにし、それらを国際組織法の特質として検討するものとして、学界においては極めて重要な意味がある。

3. 研究の方法

国際コントロール理論の実証分析を行う前提として、国際コントロール概念の整理を行う必要がある。そのために、先例研究の分析及び19世紀以来の国際組織による国際法の履行確保の制度化について、歴史的過程をたどり、主体や実現の過程・方式、法的拘束性の有無などの基準によりその分類を行った。また、そのための文献収集・整理、文献解題を行った。

さらに、国内外の研究者との意見交換、知見の共有のために、国際機関の訪問、国際会議への出席を行った。

他分野との比較研究のためには、国際環境法分野の文献収集・整理、文献解題を行い、研究報告および論文の執筆を行い、国際学会への参加、そこでの報告を通して、国内外の研究者との意見交換を行った。

4. 研究成果

国際コントロール理論の実証分析を行う前提として、国際コントロール概念の整理を行うために、先例研究の分析、および19世紀以来の国際組織による国際法の履行確保の制度化について、文献収集・整理、文献解題を行った。文献収集については、インターネットにより入手可能なデータも含め、主要なものはかなりのものが集められた。原子力の平和的利用に関する国際法・国内法上の規制については、以前より国際コントロール機能の発現の態様と特徴を明らかにし、個別の重要事項を横断する国際原子力法の機能を体系化してとらえることを試みている。重要事項としては、原子力損害賠償責任、核兵器の不拡散、核物質防護の問題であり、そのコントロール形態の特質の再検討を行った。国際原子力機関の保障措置は、国際機関の自発的な介入を認める「制度的コントロール」の典型例として評価されるものの、近年の北朝鮮やイラン、イラクの問題についてのIAEAの実行を踏まえ、その後の発展を補完する必要性を見出し、検討した。

しかし、当初予定していた国際原子力機関への出張は、近時の国際関係から、訪問しての調査が難しくなり、EU（ベルギー）への出張に変更することとなった。そこでは、欧州委員会のLegal Officerとの意見交換、資料蒐集等を行った。具体的には、EUの締約国とIAEA（あるいはその他の国際組織）との個別の関係と、諸協定に対する見解について議論

を行った。また、根本的な問題として、欧州委員会における原子力および核不拡散問題の重要性が指摘された。

他分野との比較研究に関しては、海洋生物遺伝資源の国際管理についての分析を行い、環境法政策学会、日中環境法学会、The Twentieth (2010) International Offshore (Ocean) and Polar Engineering Conferenceにて研究報告を行った。国家管轄権の及ばない公海や深海底の生物遺伝資源に関する権限あるいは管理につき、国際組織による国際管理と、従来の伝統的な国際法原理による管轄権の交錯という2つの立場の対立に加え、国際環境問題ならではの「予防的アプローチ」を取り込んだ新しい立場も見られ、分析対象としては極めて興味深い事例であった。

この問題については、Tomohiko Fukushima and Akiko Okamatsu, “Current Issues in Seafloor Massive Sulfide Mining Development” (*Proceedings of the Twentieth (2010) International Offshore and Polar Engineering Conference*, Vol. 1, 2010, pp. 181-185) の他、共編で出版した書籍(永野秀雄・岡松暁子編著『環境と法—国際法と諸外国法制の論点—』三和書籍、2010年)に、「海洋生物遺伝資源に関する国際法上の規制—現状と課題」と題する論文を執筆した。

また、第64回国連総会の、第二委員会(持続可能な開発)、第六委員会(国際法委員会)を傍聴した。第六委員会は、今夏のジュネーブにおける国際法委員会での議論の報告であったが、共有天然資源についての議論が行われた。共有天然資源の定義、境界画定問題との関連で二国間関係での解決がふさわしいと思われる石油問題等、国際法委員会での議論の限界も見えるものであった。

判例研究としては、2010年4月に国際司法裁判所で出されたパルプミル事件を取り上げ、この判決を分析することにより環境影響評価の国際法上の位置づけを検討した。この事例は、国家には「相当の注意」をもってその領域使用を管理する責任がある(トレイル熔鉱所事件仲裁判決(*RIAA*, Vol. 3, pp. 1965-1966), リオ宣言原則2)、という原則について、環境影響評価が実施されなければ、国家はその「相当の注意」義務を履行したとは言えないとの立場を示した。越境環境問題において実体的義務の履行確保手段である環境影響評価の実施を、「相当の注意」の存在を認定する一つの判断要素としたという点で、極めて注目に値する判決であった。

なお、本研究の最終年度末に、日本で起こった東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により国際法上の新たな問題が提起され

た。この問題の検討については今後の課題となるが、現時点での問題点を抽出した。原子力事故早期通報条約の適用範囲や、損害賠償制度について、新たな課題を見出した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

①岡松暁子「環境影響評価—パルプミル事件」『国際法判例百選<第2版>』(有斐閣、2011年)(査読無)(掲載決定)

②岡松暁子「EUの騒音マッピングによる行動計画の具体例及び推進状況」『平成22年度国際環境法制情報収集分析業務報告書—各論編 Pasrt-1 環境管理—』(社団法人商事法務研究会、2011年)1-14頁。(査読無)

③Tomohiko Fukushima and Akiko Okamatsu, “Current Issues in Seafloor Massive Sulfide Mining Development”, *Proceedings of the Twentieth (2010) International Offshore and Polar Engineering Conference*, Vol. 1, 2010, pp. 181-185. (査読有)

④岡松暁子「環境保護目的のEU国家助成金ガイドラインの概要と目的」『平成20年度土壌環境法制調査等業務報告書』(環境省委託調査)(社団法人商事法務研究会、2009年)109-117頁。(査読無)

⑤柳憲一郎、岡松暁子、磯田尚子「EU廃棄物及び副生成物に関する解釈コミュニケーション」『平成19年度 世界各国の環境法制に係る比較法調査報告書』(社団法人商事法務研究会、2008年)168-178頁。(査読無)

[学会発表] (計3件)

①FUKUSHIMA, Tomohiko and OKAMATSU, Akiko “Current Issues in Seafloor Massive Sulfide Development” The Twentieth (2010) International Offshore (Ocean) and Polar Engineering Conference, June 22nd, 2010, China National Convention Center, Beijing, China.

②岡松暁子「海洋生物遺伝資源に関する国家管轄権」日中環境法学会論壇報告(2009年8月29日、於：中国社会科学院法学研究所)

③岡松暁子「海洋生物資源管理」環境法政策学会第12回学術大会報告(2008年6月14日、於：広島修道大学)

〔図書〕（計1件）

①永野秀雄・岡松暁子編著『環境と法－国際法と諸外国法制の論点－』（三和書籍、2010年）（岡松暁子「海洋生物遺伝資源に関する国際法上の規制－現状と課題」33-56頁）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡松 暁子 (OKAMATSU AKIKO)
法政大学・人間環境学部・准教授
研究者番号：40391081

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：